

岩手県告示第745号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成22年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコードー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 ケーズデンキ盛岡南店 盛岡市三本柳5地割58番ほか
- 3 報告の概要
 - (1) 説明会で述べられた意見 交通事故防止対策の実施及び周辺市道への防犯灯の設置
 - (2) 当該意見についての届出者の見解 大規模小売店舗立地法に基づく手続における交通協議等で具体の対応策を検討していく。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成22年9月7日から同年10月7日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、滝沢村役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場